

大館能代空港団体旅行等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館能代空港の利用促進及び会員・協賛会員における交流機会の創出を図るため、大館能代空港を利用した団体旅行等（以下「旅行」という。）を実施する会員・協賛会員に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、大館能代空港利活用大館地域推進会議（以下「推進会議」という。）の会員・協賛会員とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 大館能代空港発着便を往復利用する旅行であること。
- (2) 会員・協賛会員の従業員、職員その他関係者による旅行であること。
- (3) 研修、視察、福利厚生、レクリエーションその他これらに類する目的で実施するものであること。
- (4) 実際に旅行へ参加し、大館能代空港発着便を利用する者（大館市民）が5名以上であること。
- (5) 助成の対象となる参加者は、大館市民とする。
- (6) 添乗員、旅行会社職員その他旅行手配に係る者は、前号の人数に含めないこと。
- (7) 同一企業又は団体による申請は、同一年度内に1回限りであること。

(助成対象外事業)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

- (1) 国、地方公共団体その他団体から、同趣旨の助成金等の交付を受けているもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの又は会長が不適当と認めるもの
- (4) その他会長が助成対象として適当でないと認めるもの

(助成金額)

第5条 助成金の額は、1団体につき、5名～9名のグループは50,000円、10名以上のグループは100,000円とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、団体旅行等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、旅行出発前までに会長へ提出しなければならない。

- (1) 旅行の行程表等
- (2) 参加者名簿
- (3) 参加者全員の本人確認書類の写し（大館市民であることが確認できるもの）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請者へ通知するものとする。

2 助成金の交付決定は、予算の範囲内で先着順に行うものとし、予算額に達した場合は受付を終了する。

(実施報告)

第8条 申請者は、旅行終了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、団体旅行等支援事業費補助金実施報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて会長へ提出しなければならない。

(1) 搭乗者全員の搭乗券又は搭乗証明書の写し

(2) 実施後の参加者名簿

(3) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の実施報告書を審査し、適当と認めたときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 会長は、申請者が虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和8年6月25日から施行し、令和8年4月1日から適用する。